



栃木県公報

令和7(2025)年
3月27日(木)
号 外
第 16 号

目 次

議 会

○栃木県議会会議規則の一部改正.....	2
○栃木県議会傍聴規則の一部改正.....	2

議

栃木県議会規則第1号

栃木県議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月27日

栃木県議会議長 池田 忠

栃木県議会規則の一部を改正する規則

栃木県議会規則(昭和37年栃木県議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(欠席の届出) 第3条 議員は、公務、疾病、出産(配偶者の出産を含む。)、育児、介護、看護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 略 (指定者以外の退場) 第93条 秘密会を開くときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場及び傍聴席の外に退去させなければならない。	(欠席の届出) 第3条 議員は、公務、疾病、出産、育児、介護、その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 略 (指定者以外の退場) 第93条 秘密会を開くときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場_____の外に退去させなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

栃木県議会規則第2号

栃木県議会傍聴規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月27日

栃木県議会議長 池田 忠

栃木県議会傍聴規則の一部を改正する規則

栃木県議会傍聴規則(昭和45年栃木県議会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(傍聴券) 第5条 略 2 略 3 前項に規定する傍聴券交付用紙は、議長が定める電子情報処理組織	(傍聴券) 第5条 略 2 略

(議長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)とその交付の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により提出することができる。この場合において、同項中「傍聴券交付用紙(別記様式第2号)に住所及び氏名を記入」とあるのは、「傍聴を希望する日の前日までに議長が定める方法により申込みを」とする。

4 略

(傍聴席に入ることができない者)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他の他人に危害を加える おそれのある物を携帯している者
- (2) ビラ、幕、たすきその他の議場に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

(3) 前2号に規定する物のほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者

(4) 略

(5) その他会議を妨害することが明らかである と認められる者

2 議長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第1号から第3号までに規定する物 を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 略

(傍聴人の守るべき事項)

第10条 傍聴人は、傍聴席にあるときは 、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 静粛にすること。
- (2) 議場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さないこと。

3 略

(傍聴席に入ることができない者)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他の他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者

(3) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(4) ラジオ、拡声器、無線機、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者(第11条の規定により、撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。)

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者

(6) 略

(7) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事実があると認められる者

2 議長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 略

(傍聴人の守るべき事項)

第10条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明し ないこと。

(3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。
 (4) 略

(5) その他会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するようない行為をしないこと。

別記様式第1号別記4を次のように改める。

4 傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければなりません。

- (1) 静粛に傍聴すること。
- (2) 議場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さないこと。
- (3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。
- (4) 飲食し、又は喫煙しないこと。
- (5) その他会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するようない行為をしないこと。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

- (2) 大声を発する等騒ぎ立てないこと。
- (3) 示威的行為をしないこと。
- (4) 議事の妨害となるような携帯電話等の通信機器類は使用しないこと。
- (5) 略
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 不体な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (8) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるようない行為をしないこと。